

令和7年度から開始します！

2025.8.1

居宅訪問型保育事業の利用に関するご案内

横浜市では、障害や疾病等により集団保育での受入れが著しく困難な、医療的ケアが必要なお子様を対象として「居宅訪問型保育事業」を実施します。

ご利用を希望される場合は、本資料の内容をご確認の上、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ、まずは電話またはメールでご相談ください。

●事業内容

居宅訪問型保育事業では、住み慣れた居宅において、お子様1人に対して、保育者（看護師）1人で個別性の高い保育を実施します。

【対象となるお子様】

- 横浜市民であること
- 医療的ケアが必要な原則0～2歳児のお子様で、障害や疾病等により集団保育が著しく困難であると認められること（医療的ケア主治医意見書・指示書などの書類をご用意いただく必要があります。）
- 保護者の就労等の事由により、保育の必要性が認められること
※成長等に伴って集団保育での安全な受入れが可能な状態となった場合は、お子様の育ちの観点から、集団生活で多くの保育者や子ども同士で関わりながら過ごすことが望ましいため、集団保育となる保育所等の利用をご案内します。

【保育者】

医療的ケアに対応できる看護師です。

※保育を行う看護師は、国の指定する、集団保育の知識や技術等の修得を目的とした研修（認定研修）や居宅訪問型保育の知識や技術等の修得を目的とした研修を受講しています。なお、複数人の保育者（看護師）がローテーションで保育を実施します。

【保育時間】

原則1日8時間までです。

※利用開始前に、事業者と保育時間や週当たりの実施日数について調整していただきますが、事業者の受入れ体制等の事情により、すべてのご希望に添うことができない場合があります。

【利用料】

利用申請する年度の「横浜市保育所等利用案内」の利用料に関するページをご覧ください。

※利用料は日割り計算となることがあります。別紙「利用料の日割り対応について」をご覧ください。なお、本対応は居宅訪問型保育事業のみの取扱いとなります。



【その他】

事業者からの給食提供はありません。事前にご家庭でご用意ください。

●実施事業者

《認定NPO法人フローレンス》

事業内容 <https://annie-hoiku.jp/>



《認定NPO法人おれんじハウス》

事業内容 <https://orangebaby.org/>



※事業者の連絡先等については、事業者との面談が必要な場合に区から保護者に個別にお伝えします。

●保育時間のイメージ

実施イメージ①

保護者

パートタイマー
週4日・4時間／日

児童

医療的ケア児（1歳1か月）

	月	火	水	木	金
AM	居宅保育	居宅保育	居宅保育	居宅保育	
PM	居宅児発				居宅児発

実施イメージ②

保護者

短時間勤務の正社員
週5日（1日出社、4日在宅）
9～16時（うち休憩45分）

児童

医療的ケア児（1歳1か月）

	月 在宅	火 在宅	水 出社	木 在宅	金 在宅
AM	居宅保育	居宅保育	居宅保育	居宅保育	居宅保育
PM	居宅児発				居宅児発

※居宅保育＝居宅訪問型保育事業

※居宅児発＝居宅訪問型児童発達支援（重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。）

●利用開始までの手続き

区役所への相談	事前にお電話やメールでご連絡のうえ、お住まいの区のこども家庭支援課までご相談ください。相談の際は「事前相談票」及び「医療的ケア児童状況書」をご提出いただき、お子様の健康状態等について区が確認します。 ※受入れ可能枠が無い場合や、保育の必要性（詳細は、「横浜市保育所等利用案内」をご覧ください）が無い場合は、ご利用いただくことができません。 ※利用を希望する場合は、「医療的ケア児童状況書」の同意欄に署名をしていただきます。ご了承いただいたうえで、区役所・こども青少年局・事業者・医療機関等の関係機関で必要な情報を共有します。
必要書類の提出	受入れ可能枠の有無等について確認した後、区が必要書類（医療的ケア主治医意見書・指示書等）の提出を依頼しますので、ご提出ください。 ※提出書類をもとに、居宅訪問型保育事業の対象となるか（集団保育が著しく困難と認められるか）など、市と区で確認を行います。確認にはお時間をいただきますので、改めて区からご連絡します。 ※お子様の状態を勘案して、集団保育が可能な状態と認められる場合は、集団保育となる保育所等の申請をご案内することがあります。
事業者との面談 (利用決定前)	区が連絡先等をお伝えしますので、事業者に連絡して面談日を調整してください。面談では、お子様の健康状態（現在の状態やこれまでの病歴等）や、必要な医療的ケアの内容、保育時間の希望などについてお聞きします。
※「事業者との面談（利用開始前）」と「医療的ケア児保育教育検討会議（居宅保育）の開催」の順序は状況により異なります。	
医療的ケア児保育教育検討会議（居宅保育）の開催	医師、看護師、保育士等の有識者から構成される「横浜市医療的ケア児保育教育検討会議（居宅訪問型保育事業）」において、お子様に居宅で安全な保育及び医療的ケアを実施できるか、また、居宅で保育を行う上の配慮事項等について、意見聴取を行います。聴取した意見は、利用調整の参考にします。
利用申請	利用申請の締切日までに「給付認定申請書」「利用申請書」等の必要書類を、お住まいの区こども家庭支援課にご提出ください。
利用調整結果通知	市全体で利用調整を行った後、区が利用調整結果（利用決定又は保留）の通知をお送りします。
事業者との面談 (利用決定後)	お子様の状態や医療的ケアの実施方法などを改めて確認し、安全な利用開始に向けた確認や調整等を行います。また、事業者が作成する重要事項説明書をご確認いただき、内容等について事業者と合意します。
利用開始	居宅訪問型保育事業の利用を開始します。（原則、月の初日から利用開始） ※利用開始後も、安全な保育及び医療的ケアが実施されているか、市がお子様の状態を継続的に確認します。病態や成長等に伴い、居宅訪問型保育事業の対象にならない場合は、保育所等への申請をご案内します。

●利用開始までのスケジュール目安

利用相談	主治医意見書・指示書などの書類をご用意いただく必要がありますので、お早めにご相談ください。
事業者との面談	利用相談後に、事業者と日程を調整して実施
横浜市医療的ケア児 保育教育検討会議 (居宅保育) ^{※1}	お住まいの区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。
利用申請	利用を希望する月の前々月 11 日前後から前月 10 日前後まで
利用開始 ^{※2} (予定)	検討会議後、おおよそ 2か月後

※1 検討会議実施のおおよそ 1 か月前までに「医療的ケア主治医意見書・指示書」等の資料を、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にご提出いただきます。

なお、検討会議の実施スケジュールは変更となる可能性があります。

※2 2か月後を目安としますが、児童の健康状態や事業者の受入れ状況等により、利用開始の時期が異なります。

※ご注意いただきたい点

- ・利用開始までに、お子様を安全にお預かりするための調整等を行うため、上記スケジュールより時間を要する場合があります。ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・居宅訪問型保育事業は、きめ細やかに保育を実施する事業の性質上、ご利用できるお子様の人数が限られています。そのため、受入れ可能枠を超えて複数人から申請があった場合には、通常の保育所等と同様、本市が定める基準に基づいて、保護者の就労状況や家庭の事情等を鑑み、利用決定を行います。
- ・利用中に横浜市外に転居された場合は本事業を継続して利用することはできません。また、病態や成長等に伴い、居宅訪問型保育事業の対象にならない場合は、保育所等の利用をご案内します。